

令和 8 年度 第 1 回 佐久市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和 8 年 8 月 26 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
場 所 佐久市役所 8 階大会議室
出席者 委員 13 名（欠席者 7 名） 事務局 10 名

1 開会（進行：事務局）

2 新任委員紹介

3 会長あいさつ

4 副市長あいさつ

5 委員自己紹介（資料 No. 1、席次表）

口頭での自己紹介無し。席次表に代える。

6 市関係職員自己紹介（席次表）

口頭での自己紹介無し。席次表に代える。

7 諮問 佐久市国民健康保険税率等の見直しについて

市長から会長へ諮問が行われる。

8 議事録署名委員の指名（進行：会長）

9 報告事項

（1）令和 7 年度 国民健康保険特別会計の状況について

（会議資料 No. 3-1 ～ 3-2、No. 4-1 ～ 4-4）

（事務局）

決算の説明に入ります前に、国保制度等についてご説明いたします。以後、着座にて失礼いたします。

お手元にごございます資料 3 の 1、「国保財政の基本的な枠組みについて」ご説明いたします。

平成 30 年度の国保運営の都道府県単位化により、国保財政の枠組みが変更になっております。左下の市町村と記載されている赤い枠をご覧ください。

市町村の会計は一般会計と国保特別会計に分かれております。

市が保険者となる国民健康保険事業は、事業にかかる歳入歳出を一般会計と区別いたしまして、独立性の原則に基づき、国保特別会計を設置し運営しております。

中央下段の紫色、被保険者とありますが、皆様から納めていただいた保険料、佐久市では国保税となりますが、この国保税と市町村の一般会計からの保険基盤安定繰入金などと合わせまして、表の中央黄色の部分の事業費納付金として、都道府県の国保特別会計へ納付する仕組みでございます。

この納付金の保険料として、今年度から子ども・子育て支援金が追加となっております。

なお、一般会計からの保険基盤安定繰入金とは、国保税の算定にあたり、所得金額が一定以下の世帯について、均等割、平等割が軽減されます。

この軽減の相当額を市町村の一般会計から繰り入れることにより、被保険者の国保税負担の緩和および国保の財政基盤の安定化を図っております。

次に、表の中ほどの青色の枠になりますが、都道府県の国保特別会計から市町村の国保特別会計へ保険給付費等交付金とございますが、保険者努力支援相当分などが市町村に交付されます。

この保険者努力支援とは、特定健康診査の受診率や国保税の収納率などの取り組みに対して交付されるものでございます。

次に、医療費について、被保険者が医療機関へ受診し、自己負担分は2割から3割となりますが、残りの7割から8割が保険者としての医療費の支払いになります。

右側中段の点線で囲われております支払いの簡素化とありますが、都道府県の国保特別会計から直接国保連合会へ支払われ、その後各医療機関へ支払うという流れになっております。以上、国保財政の枠組みの説明になります。

続いて1枚おめくりいただいて、資料3の2をご覧ください。

上段、「子ども・子育て支援金制度の趣旨について」でございます。

先ほど若干ご説明しましたが、国保税を構成する柱として、今年度から新たに子ども・子育て支援金分が追加となりました。

これは全世代の皆様から支援金を拠出いただき、それにより子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みでございます。

また下段は保険料水準統一加速化プラン、長野県の完全統一スケジュールでございます。

昨年度第2回の協議会においてもご説明させていただきましたが、その後の進捗状況としまして、長野県国保運営方針の中間見直しに向けた今後のスケジュールによりますと、令和9年3月に県のホームページで統一年度を公表する予定となっております。

1枚おめくりいただいて、次に資料4の1をお願いします。

「令和7年度国民健康保険特別会計事業勘定決算等の概要について」でございます。

左上段、1の歳入歳出決算額の状況でございますが、令和7年度決算の欄をご覧ください。

歳入歳出の差し引き額は2億3,359万5千円、実質収支は9,976万円の黒字でございました。実質収支につきましては10年連続のプラスでございます。

下段、2の歳入決算額の状況でございますが、歳入の令和7年度決算と令和6年度決算との比較で増減額が大きい部分について、表の下の歳入の概要によりまして説明いたします。

(1) 国民健康保険税は、前年度比較5,361万7千円の増、率で2.9%の増でございます。

た。増額の理由は、収納率の増加によるものと考えております。

税率につきましては、令和7年度は所得割率など令和6年度と同率でございます。

収納率につきましては、全体で 89.29%、前年より 1.46 ポイントの増、現年課税分は 95.73%で、前年より 0.4 ポイント増でございました。

調定額が増加し、収納率も昨年を上回ることができました。

1人あたりの課税状況について、現年分の1人あたり調定額は前年比7,988円の増、収入額は前年比8,046円の増でございます。

(3) 国庫支出金は455万5千円の増、率で76.8%の増となりました。

これは子ども・子育て支援金創設に伴う国保税賦課システム改修等の事業に対する補助でございます。

(4) 県支出金は6,495万5千円の増、率で0.9%の増となりました。普通交付金は保険給付費の増に伴い7,781万円の増となりました。

(9) その他の収入の主なものは、保険給付費の精算による返還金で、令和7年2月診療分の療養給付費を概算払いしたことによる国保連合会からの精算に伴う返還金が減少したことにより減額となっております。

次に右側の上段、3の歳出決算額の状況ですが、こちらは増減額が大きい部分について表の下の方の概要により説明いたします。

(2) 保険給付費は7,866万8千円の増、率で1.2%の増でございます。増加した主な疾患は骨粗鬆症などの関節症等の筋骨格系及び結合組織の疾患や、痛風や高尿酸血症などの内分泌及び代謝疾患の疾患、また癌となっております。

(3) 国民健康保険事業納付金は前年比3,220万9千円の減となりました。市町村別納付金額は、県全体の納付金総額を各市町村の被保険者数、世帯数、所得額に応じて按分した額に、医療費水準を反映させて、納付金額を算出しております。

(5) 基金積立金は、1,409万4千円の増でございます。前年度末残高は、13億2,316万5千円でございます。

次に、下段の4、令和8年度国保税率改定案による増減額についてですが、医療分の引き下げ、新たに子ども・子育て支援分の創設となりました。表の黄色い箇所が変更となっております。

次に、1枚おめくりいただいて、資料の4の2をご覧ください。

「国保の状況について」でございます。

左上段、1の被保険者数の推移は、年々減少傾向であり、これは団塊世代の後期高齢者医療制度への移行、いわゆる2025年問題、社会保険の適用拡大によるものであります。団塊世代の移行は令和7年度がピークで、今後は微減ではありますが続くものと思われます。

その下、2の医療費の推移でございます。令和6年度と比べ、金額で9,819万6千円の増、率で1.2%の増加でございます。先ほど保険給付の報告でも述べましたが、関節症等の筋骨格系及び結合組織の疾患等で給付が増加しているためでございます。

次に、右上段、3の1人当たり医療費の推移では、19市平均、同規模自治体の平均を上回っておりますが、前年度比で19市1人当たり単価では高額順で8番目であり、前年度からの伸び率では19市高い方から7番目でございます。

下段、4は1人当たり保険給付額の世帯別の推移でございます。70歳以上の保険給付額は前年度比で28,912円の増額、前期高齢者は31,377円の増額となっています。世代別で減少したのは、未就学児になり、前年度比、金額で11万7,472円、率で43.1%の減少でございました。

1枚おめくりいただいて、資料4の3をご覧ください。

左側上段5の国保税の推移は、決算で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

その下、6の納付額と保険給付額の比較となります。

前年度比で納付額1万8,927円、保険給付額1万7,971円と、ともに増加となっております。差は、26万217円で、前年度より956円縮小しております。

右側上段の7は、県へ納める納付金の推移となります。令和7年度は前年度比、額で1,220万9千円の減、率で1.41%の減でございました。

その下の8は基金の保有状況になります。基金残高は19市中トップの状況でございます。表に記載はございませんが、2番目は長野市、3番目は上田市の順でございます。順位は昨年度と同様でございます。1人あたりと世帯あたりの基金保有高は駒ヶ根市、飯山市に次いで3番目となります。

1枚おめくりいただきまして、資料4の4をお願いします。

上段の9は特定健診受診率の推移で、速報値にはなりますが、42.8%となっております。確定数値は本年10月頃になる予定でございます。

その下の10はジェネリック医薬品の使用率の推移で91.1%でございました。内訳は院内が78.4%、院外は92.5%であります。

全体のジェネリック使用率は年々上昇しており、国の目標であります80%を大きく超えて普及が進んでおります。なお、全国の数値は令和7年度で88.4%でございました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から報告事項についての説明をいただきました。

委員の皆様から質疑をお伺いしたいと思います。ご質問のある委員さんはマイクをお持ちいたしますので、挙手の上、マスクをされている方はマスクを外してから発言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

はい、Aさんお願いします。

(A委員)

今ご説明がありました資料4の4の9の特定健診の受診率の推移が、年々減少の傾向にあつてとても残念です。私も保健師をしておりましたので、この辺は気になるところです。特定健診の受診を勧奨するお仕事のお手伝いをしていますと、やはり高齢の方になりますと何らかの病気で受診されている方がほとんどです。

ぜひ受診した時には、佐久市の特定健診を受けるように、また、みなしという方法もあるということで、医療機関の方からでも勧めていただければ、この受診率も上がってくるのではないかと思いますし、病気の早期発見にもつながりますので、お願いできればと思っています。

(会長)

はい、ありがとうございました。事務局の方からご説明等お願いできますでしょうか。

(事務局)

はい、ご意見ありがとうございます。また健康づくり推進課や医療機関とも協力しながら進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(会長)

A委員さん、よろしいでしょうか。

それでは他に、ご意見ご質問のある委員さんは挙手をいただきたいと思います。

(B委員)

すいません。質問です、8番に基金の運用状況がありますが、基金は主に何に使われるのでしょうか？

(会長)

はい、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

基金につきましては、納付金が保険料で納められなかった場合や、保健事業等に使わせていただくようになります。

今回は、令和7年度決算ですが、令和8年度は税率を少し下げさせていただいておりますので、少しずつ将来に向かって基金を使っていく予定となっております。

(会長)

B委員さん、よろしいでしょうか？

(B委員)

はい。

(会長)

どうでしょうか、他に。はい、お願いいたします。

(C委員)

はい、すいません。今のBさんの質問に関連したことです。前回の会議の時にも質問しましたが、基金をそんなにたくさん貯めておく必要があるのかどうか、この辺のところを十分に審議する必要があると思っております。

現実には物価高騰に皆さん悩んでいらっしゃる方が多いですね。そういった中に国保税が上がり、さらには子育て支援金の負担も入ってきてということで、現実的に本当に皆さん「できれば国保税をもっと下げてもらいたいよね」という声をあちこちからお聞きしております。市の「今後使っていくように考えています」という回答では、何か物足りなさを感じてしまい、現実的に国保税を減らす方向で考えていただけないかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(会長)

はい。ただいまのC委員の方からご質問ございましたが、今後の見通しについて、併せてご説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。資料でも説明させていただきましたが、今年度は、子ども・子育て支援金が創設され、そこは、新しい柱として皆さんに、課税をお願いしているところですが、医療費分の率を、今回は下げさせていただいております。

先ほど諮問させていただきまして、9年度の税率は、今後また皆さんとお諮りしながら検討していきたいと考えておりますので、基金の使い道等も併せて検討していければと考え

ております。以上でございます。

(会長)

はい、C委員さん、よろしいでしょうか。

(C委員)

はい、ぜひ検討の項目として入れていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

国保税がわずかに減ったぐらいでは、実際の生活にそんなに影響がないというふうにかえるかもしれませんが、税金とか、少しずつですけど、負担がすごく増えているという現実を考えた時に、一つ一つのもので、少しでも安くできるものがあれば、安くしていただきたいというのが、国保加入者、市民の皆さんの考えだと思います。私の考えもそういう考えですので、今後の課題の中で、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。他に、ご質問等ある方は挙手をお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。もしないようでしたら、引き続きまして、(2)今後の主な制度改正について、事務局より説明をお願いします。

(2) 今後の主な制度改正について

(資料№5-1、5-2)

(事務局)

はい。引き続きよろしくお願ひいたします。

資料5の1、「今後の主な制度改正等について」をご覧ください。

左上段の1項目としまして、「子どもの均等割額軽減の年齢拡大について」でございますが、子育て世帯へのさらなる負担軽減のため、5割軽減措置の対象を高校生世代まで拡充するもので、こちらは令和9年4月施行の予定でございます。

その隣の2項目としまして、「国保喪失時の運用見直しについて」でございますが、現在は喪失手続きの翌日を喪失日としておりますが、規定の見直しにより、喪失日と同日となります。これは二重加入、重複状態を解消するための見直しで、こちらは令和10年4月施行の予定でございます。

左下の3項目としまして、「データヘルズ計画の中間見直しについて」でございます。

今年度が計画策定をしてから3年目にあたり、見直しの年となります。現在見直し業務を

進めておりまして、次回２回目の運営協議会において、評価案を提出、ご報告させていただく予定でございます。

１枚おめくりいただきまして、最後に資料５の２をご覧ください。

４項目としまして、「資格情報のお知らせの運用方法の変更について」です。

右の画像は、本年７月に資格情報のお知らせに同封させていただいた文書で、すでに市のホームページにおいて周知を図っているところではございますが、基本、皆様にマイナ保険証を使用いただいているところであり、また、70歳未満の方は有効期限がないことにより、昨今の郵便料金高騰による経費等の削減に努めるため、来年度以降、資格情報のお知らせを送付しないこととさせていただきます。

なお、記載事項の変更の場合は新しいものを交付し、また紛失等の場合は申請いただければ再発行も対応しますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。ただいま、今後の主な制度改正等につきまして、事務局より説明をいただきました。

この件につきまして、委員の皆様から何かご質問等ありましたら、挙手をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。特段ないようですので、９番の報告事項につきましては、これで終了とさせていただきます。

続きまして、10番のその他、(１)国保運営協議会委員等の研修会につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

10 その他

(１) 国民健康保険運営協議会委員等研修会について

(事務局説明)

市民健康部長挨拶

11 閉会